

三菱広島・元徴用工被爆者未払賃金等請求訴訟上告審判決

(最高裁 2007年11月1日判決)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)



言渡	平成19年11月1日
交付	平成19年11月1日
裁判所書記官	

平成17年（オ）第1691号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の広島高等裁判所平成11年（ネ）第206号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成17年1月19日に言い渡した判決に対し、上告人らから上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

1 上告代理人在間秀和ほかの上告理由第2章のうち、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（昭和40年法律第144号）の憲法14条、29条2項、3項違反をいう部分について

第二次世界大戦の敗戦に伴う国家間の財産処理といった事項は、本来憲法の予定しないところであり、そのための処理に関して損害が生じたとしても、その損害に対する補償は、戦争損害と同様に憲法の予想しないものというべきであるとするのが、当裁判所の判例の趣旨とするところである（最高裁昭和40年（オ）第417号同43年11月27日大法院判決・民集22巻12号2808頁参照）。したがって、上記法律が憲法の上記各条項に違反するということはできず、論旨は採用す



ることができない（最高裁平成12年（オ）第1434号同13年11月22日第一小法廷判決・裁判集民事203号613頁，最高裁平成15年（オ）第1895号同16年11月29日第二小法廷判決・裁判集民事215号789頁参照）。

2 その余の上告理由について

その余の上告理由は，理由の不備をいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	涌	井	紀	夫	
裁判官	甲	斐	中	辰	夫
裁判官	泉		徳	治	
裁判官	才	口	千	晴	



当 事 者 目 録

大韓民国京畿道 [redacted]

亡朴 [redacted] 訴訟承継人

上 告 人 朴 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

亡梁 [redacted] 訴訟承継人

上 告 人 梁 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 李 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 李 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 李 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 黄 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 金 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 許 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

亡宋 [redacted] 訴訟承継人

上 告 人 宋 [redacted]



大韓民国忠清南道 [redacted]

亡吳 [redacted] 訴訟承繼人

上 告 人 吳 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 崔 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 金 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 金 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 姜 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 裴 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 張 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 申 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

亡白 [redacted] 訴訟承繼人

上 告 人 白 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

亡朴 [redacted] 訴訟承繼人



上 告 人 朴

[Redacted]

大韓民国仁川広域市 [Redacted]

亡李 [Redacted] 訴訟承継人

上 告 人 李

[Redacted]

大韓民国京畿道 [Redacted]

上 告 人 張

[Redacted]

大韓民国京畿道 [Redacted]

上 告 人 申

[Redacted]

大韓民国京畿道 [Redacted]

亡金 [Redacted] 訴訟承継人

上 告 人 金

[Redacted]

大韓民国京畿道 [Redacted]

上 告 人 洪

[Redacted]

大韓民国京畿道 [Redacted]

亡崔 [Redacted] 訴訟承継人

上 告 人 崔

[Redacted]

大韓民国京畿道 [Redacted]

上 告 人 崔

[Redacted]

大韓民国京畿道 [Redacted]

上 告 人 黄

[Redacted]

大韓民国京畿道 [Redacted]

上 告 人 金

[Redacted]



大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 李 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 方 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 李 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 鄭 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

亡朱 [redacted] 訴訟承繼人

上 告 人 朱 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

上 告 人 方 [redacted]

大韓民国京畿道 [redacted]

[redacted]

上 告 人 鄭 [redacted]

大韓民国ソウル特別市 [redacted]

亡金 [redacted] 訴訟承繼人

上 告 人 金 [redacted]

大韓民国大田広域市 [redacted]

亡權 [redacted] 訴訟承繼人

上 告 人 權 [redacted]



大韓民国ソウル特別市 [Redacted]

上 告 人 金 [Redacted]

大韓民国ソウル特別市 [Redacted]

[Redacted]

上 告 人 鄭 [Redacted]

大韓民国ソウル特別市 [Redacted]

上 告 人 元 [Redacted]

上記40名訴訟代理人弁護士

在	間	秀	和
足	立	修	一
幸	長	裕	美
奥	村	秀	二
林		範	夫

被 上 告 人	国		
同代表者法務大臣	鳩	山	邦 夫
同 指 定 代 理 人	貝	阿 彌	誠
	都	築	政 則
	住	川	洋 英
	三	村	憲 吾
	藤	谷	俊 之
	中	道	衆 矢



鉾	田	達	人
橋	口	貴	俊
渡	邊	倫	啓
中	村	美	穂
久留	島	群	一
高	坂	富士	夫
大河	原	照	男
荻	野		仁
山	下	健	治
矢	藤	賢一	郎
安	部	公	一
吉	原		宏
込	山	愛	郎
金	山	和	弘

ほか

東京都港区港南2丁目16番5号

被 上 告 人 三 菱 重 工 業 株 式 会 社

同代表者代表取締役 西 岡 喬

同 所

被 上 告 人 菱 重 株 式 会 社

同代表者代表取締役 深 井 直 人



平成17年(才)第1691号
2005年(平成17年)(ネ才)第3号



三菱広島・元徴用工被爆者補償請求上告事件

上告人 朴 [Redacted] 外39名

被上告人 日 本 国
三菱重工業株式会社
菱 重 株 式 会 社

上 告 理 由 書

最高裁判所 御 中

2005年8月26日

上告人ら訴訟代理人

弁護士 在 間 秀 和



弁護士 足 立 修 一



弁護士 幸 長 裕 美



弁護士 奥 村 秀 二



弁護士 林 範 夫



頭書事件につき、上告人らは、下記のとおり、上告理由を提出する。

なお、本件については、関連事件として、2005年（平成17年）（ネ受）第7号三菱広島元徴用工被爆者補償請求上告受理申立事件が存在し、双方の理由が密接に関連するため、本上告理由書では上告受理申立理由についても言及し、主張する。

第1章 上告理由の骨子

原判決は、上告人らが1944年、朝鮮半島から日本に強制連行され、広島の三菱重工業株式会社で、1945年8月6日に原子爆弾が投下されるまで強制労働させられ、その後、放置されたことにつき、被上告人日本国らに対し、不法行為及び安全配慮義務違反の債務不履行に基づき発生する余地のある損害賠償請求権などについて、財産権措置法の適用、除斥期間の経過、消滅時効の適用により、上告人らの損害賠償請求権などが消滅したと認定し、上告人らの控訴を棄却した。

しかし、原判決には、憲法の解釈の誤り（民訴法312条1項）があり、また、理由不備の違法（民訴法312条2項6号）、少なくとも、判決に影響を及ぼすことの明らかな法令の違反（民訴法325条2項）、また、最高裁判所の判例と相反する判断（民訴法318条1項）がある。

第2章 財産権措置法は憲法14条、29条2項、3項に違反する

第1 原判決が財産権措置法により損害賠償請求権を消滅したとすることについて

原判決は、「強制連行、強制労働を理由とする被控訴人国の控訴人らに対する損害賠償責任については、徴用の実施に関しての不法行為及び安全配慮義務違反の成立し得る余地が存するとはいえるものの、除斥期間の経過あるいは日韓請求権協定に基づく財産権措置法の定めによって、控訴人らの損害賠償請求権はいずれも消滅したものと認められ、これを本件請求の理由として認めることはできない。」と判示し、日韓請求権協定に基づく財産権措置法の定めを控訴人らの損害

賠償請求権の消滅事由として指摘する。

以下では、財産権措置法によって、1審原告らの損害賠償請求権が消滅しないことを論じる。

第2 原判決が財産権措置法により損害賠償請求権が消滅したとする根拠について

原判決は、「日本が日韓請求権協定に基づく国内的措置として財産権措置法を制定して、韓国国民の権利を消滅させたことについては、これもサン・フランシスコ平和条約と同様に日本の敗戦に伴う国家間の財産処理として行われたものであって、本来憲法の予定していないところであり、そのための処理に関して損害が生じたとしても、前記の戦争被害、戦争損害と同様に、その損害に対する補償は憲法の各条項の予想しないものといわざるを得ないのであって、財産権措置法が憲法29条をはじめとする憲法の各条項に違反するということとはできない（最高裁判所平成12年（オ）第1434号平成13年11月22日第一小法廷判決・裁判集民事203号613頁，同平成15年（オ）第1895号平成16年11月29日第二小法廷判決）。」とする。

第3 日本国憲法は、植民地支配を受けてきた朝鮮半島に居住する人々への賠償を前提としていたと見るべきである

1 原判決が、最高裁判決を引用し、日本の敗戦に伴う国家間の財産処理に関して損害が生じたとしても、前記の戦争被害、戦争損害と同様に、その損害に対する補償は憲法の各条項の予想しないものといわざるを得ないとする点は、被上告人日本国憲法の制定経緯に照らし、明らかに誤っている。

2 いうまでもなく、日本国政府は、1945年7月26日に米国、英国、中国の首脳の名前で発出されたポツダム宣言を受諾し、第2次世界大戦で日本軍の無条件降伏を受け容れた。日本国政府は、当初、ポツダム宣言に、国体の護持（天皇制国家の存続）についての明示的な内容がなかったため、いったんは黙殺した。しかし、米国による同年8月6日の広島への、また、同月9日の長崎への原子爆弾の投下及び同月8日にソ連の参戦通告を受けて、日本国政府は、

ポツダム宣言の受諾を決定し（同年8月10日）、同月14日には正式に受諾し、その後、ポツダム宣言の受諾を確認した降伏文書への調印（同年9月2日）を行った。

ポツダム宣言は、日本の降伏により戦争を早期に終結させ、第1に日本の軍事的能力を解体し、第2に、日本国を民主主義国家に改造しようとするものであり、第3に、日本国が被害を与えた国及び国民に対して、賠償をなすことを念頭に置いていたものであった。そこには以下の内容が盛り込まれていた。

- ① 日本軍の無条件降伏、軍国主義指導者の除去、戦争犯罪人の処罰
- ② 連合国軍隊による日本占領
- ③ 「日本国政府は、日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立さるべし」（10項後段）
- ④ 「日本国は、其の経済を支持し、且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。・・右目的の為、原料の入手（其の支配とは之を区別す）を許さるべし、日本国は、将来世界貿易関係への参加を許さるべし。」（11項）
- ⑤ 「前記諸目的が達成せられ、且日本国国民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるに於ては、聯合国の占領軍は、直ちに日本国より撤収さるべし」（12項）

3 日本国憲法が、大日本帝国憲法の改正により制定されることになったのは、以上のポツダム宣言に起源があることは周知の事実である。

- (1) 少なくとも、ポツダム宣言では、被上告人日本国が被害を与えた国々に賠償するための「実物賠償の取立」が予定されていた。当時、戦争終結後に敗戦国が賠償義務を負うことについては、第1次世界大戦後のドイツと連合国との間で締結されたベルサイユ条約などを見ても、国際的慣行であったことは明らかである。実際に、被上告人日本国もベルサイユ条約では、戦勝した

連合国の一員として、ドイツから戦争賠償を得ているのである。

(2) 1919年に調印されたベルサイユ条約の賠償条項では、

231条において、「ドイツとその同盟国による侵略によってひき起こされた戦争の結果生じた連合国、その国民にたいする損害と被害にたいして、ドイツとその同盟国に責任があることを、連合国はそれを認識しドイツはそれを了解する。」とされ、

また、232条においては、

「連合国は現在ある条約をドイツが履行する結果生じる恒久的な賠償資源の枯渇を考慮してドイツの資源は不足していると認識せざるを得ない。

しかしながら陸海空におけるドイツの侵略行為によるドイツと連合国との戦闘により惹起された連合国民間人の財産と身体の損害についてドイツが補償すべきことを、連合国は必要であると認め、ドイツは補償をなすことを約束する。」とされていた。

(3) 当時の戦争賠償についての国際的規範は以上のとおりであった。ただ、ベルサイユ条約に基づく賠償が過酷であったことが、その後、ドイツにおいてナチス政権が誕生するきっかけともなるが、ポツダム宣言中に、「公正なる実物賠償の取立」として言及されていることは、まさに、被上告人日本国及び日本軍が侵略によって被害を与えた国及び当該国の国民に対する賠償を前提とするものであり、ただ、歴史の経験を踏まえ、可能な限度での賠償を行おうとしたものであったことは疑念の余地がない。

(4) そして、ポツダム宣言では、日本が1894年の日清戦争以降に拡大した領土を縮小させることが求められており、日本が台湾、朝鮮半島、中国東北部（「満州国」）をはじめするアジア諸地域からの撤退を求められていることは自明である。また、ポツダム宣言が、これに先立つ1943年11月17日に署名されたカイロ宣言で、「朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」としていることを前提とするこ

とも当然である。

(5) したがって、日本国憲法の制定の経緯、特に、それが、ポツダム宣言及びカイロ宣言を踏まえたものであることからすると、朝鮮半島に居住してきた1審原告らの損害賠償請求権が認められることは当然のことであって、原判決が指摘する上記の最高裁判決が、日本の敗戦に伴う国家間の財産処理に関して損害が生じたとしても、前記の戦争被害、戦争損害と同様に、その損害に対する補償は憲法の各条項の予想しないものといわざるを得ないとする点は、日本国憲法の制定経緯に照らし、明らかに誤っている。しかるに、原判決がこれらの誤った最高裁判決に依拠した判断をしたことは誤っている。

第4 1審原告らが帰国した後の日韓関係と日韓請求権協定について

1 戦後の日韓関係の枠組み

原判決が、日本のポツダム宣言受諾以降、日本の朝鮮半島に対する支配が終わり、昭和26年(1951年)9月8日、サン・フランシスコ平和条約を締結し、1965年に日韓条約、日韓請求権協定を締結し、それに基づき、財産権措置法(昭和40年法律144号)を制定した経緯を述べる点はそのとおりである。

2 日韓請求権協定は日本と韓国の両国家を拘束するものにすぎない

しかし、財産権措置法は、日韓請求権協定に基づいて制定されたとしても、日韓請求権協定自体は、あくまで、被上告人日本国と韓国という国家間で締結されたものであって、ここで清算の対象とされる問題となる権利は、被上告人日本国自身が保持する財産権と、被上告人日本国が個人の権利に関して有する外交保護権について、これらを相互に放棄し、国家間の問題としては、解決したものとされたに過ぎないのである。

ここに、外交保護権とは、国際的な違法行為が存在するときに、直接の被害者が私人の場合、これを、原則として国家自身の権利侵害と構成し、当該私人の所属する国によって行使され、当該私人の権利を回復する権限をいう。

したがって、日韓請求権協定によって、両国国民個人の財産・権利を消滅させることを合意したわけではない。そもそも、両国政府は、国民個人の財産・権利を処分しうる何らの権限を具体的に授権されていないから、たとえ、両国政府が両国国民個人の財産権を消滅させようと意図していたとしても、両国政府の合意により、両国国民個人の財産・権利を消滅させることは、およそ不可能であって、国民個人の財産・権利について可能な取り決めは、相互に外交保護権を行使しないというレベルにとどまるのである。

3 財産権措置法は憲法14条、29条2項、3項に違反する

(1) しかし、そもそも、日韓請求権協定によっては、日本と韓国の両国が有していた財産権と外交保護権を相互に放棄することしか認められないのであるから、その協定に基づく法律として、財産権措置法が制定されたとしても、日本の国会で制定できる法律は、国内法秩序に整合するものしか認められないはずである。「日本における国内法」という趣旨からすれば、国内法である以上は、その立法に全く関与できない日本国外に居住する韓国人の権利を剥奪する法律を制定することなどは到底なし得ないはずである。

(2) また、サンフランシスコ講和条約14条(a)で、各連合国の管轄下にある日本国民の在外財産が接收されて、それと役務賠償とを戦争賠償とすることに合意しているが、このように在外財産を接收された日本国民に対しては、その接收された在外財産の価値に見合うと言い難いとしても、「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」(昭和42年法律114号)を制定した。この法律により、日本国民に対しては、在外財産の接收に起因する補償を不十分ながらも行っている。この事実が示すことは、最高裁判決が、戦争賠償は国民がひとしく受忍すべきものであるとする論理に背馳するものであり、現実には、戦争賠償が不十分ながらも、憲法規範に適合させるべく実行されていることを示しているのである。

これに対して、財産権措置法の制定を前に、韓国国民に対し事前に権利行

使を促すことなどなく、しかも、憲法29条3項の「公共のために用いる」という特別の犠牲に対応する措置をとらないことを予定して、その財産権を一方的に消滅させる取扱いをしたのであれば、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」とする日本国憲法29条2項に背馳することになる。

- (3) この点、原判決は、被上告人日本国が、日韓請求権協定の締結により、韓国に対して、1080億円に相当する日本の生産物及び日本人の役務を10年間にわたり無償で供与することなどが実行されることになったから、それなりの財産権消滅に対応する措置が取られていると見ているように思える。しかし、被上告人日本国から韓国への資金供与は、被上告人日本国は、あくまで、賠償のための支払ではなく経済協力金としての支払という点にこだわり、しかも、この資金供与は、韓国国民の被害を積み上げて決定されたものではない。

以上より、日韓請求権協定締結に伴う資金供与によって、個々の韓国国民に対する関係で、憲法29条3項の要請を満たすものと評価することはできない。

- (4) したがって、韓国国民の有する被上告人日本国および日本国民に対する財産権を何らの補償もしないまま、その財産権を消滅させることを認める財産権措置法は韓国国民を合理的理由なく差別するものである。

よって、財産権措置法を適用することは、憲法14条、29条2項、3項に違反する。

4 在韓被爆者に被爆者援護が行われている事実の評価

- (1) 韓国在住の被爆者に対しても被爆者援護が行われている事実は、日韓請求権協定で全ての請求権が完全に解決されたものではないことを示している。

1965年の日韓請求権協定締結後、一時期、在韓被爆者に対して、原爆医療法に基づく被爆者健康手帳の交付が認められない時期があったが、孫振

斗事件1審判決後の1974年7月から、在韓被爆者が日本に来て、被爆者健康手帳を申請した場合に、手帳が交付されるようになった。

孫振斗事件の訴訟では、被上告人日本国とりわけ当時の厚生省は、原爆医療法に基づく措置が、社会保障の理念に基づくものであるとして、密入国により日本に来た孫振斗に対して、被爆者健康手帳を交付すべきではないと主張してきた。

- (2) しかし、孫振斗事件最高裁判決（1978年3月30日第一小法廷判決）は、以下のように述べ、被爆者援護法に組み込まれた原爆医療法について、実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあること、また、その救済について、内外人を区別すべきでないことを指摘して、厚生省の主張を斥けた。

すなわち、「原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであつて、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるということが出来る。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が避けば戦争という国の行為によつてもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であつた国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。」

「わが国の戦争被害に関する他の補償立法は、補償対象者を日本国籍を有する者に限定し、日本国籍の喪失をもつて権利消滅事由と定めているのが通例であるが（戦傷病者戦没者遺族等援護法11条2号及び3号、14条1項2号、24条、31条1項2号、戦傷病者特別援護法4条3項、6条1項等）、

原爆医療法があえてこの種の規定を設けず、外国人に対しても同法を適用することとしているのは、被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえに、その救済について内外人を区別すべきではないとしたものにほかならず、同法が国家補償の趣旨を併せもつものと解することと矛盾するものではない。」

この判示からは、国が責任主体となって行う被爆者援護は、内外人を問わず、被上告人日本国が戦争遂行した結果、被爆者が生じてしまったことについて、被上告人日本国の責任により救済をはかるというものであることが明らかである。

このように、被爆者法は、国家補償的性格を有し、これらの法律による給付は、実質的には、賠償としての意味を有する。特に、在外被爆者にとっては、社会福祉ではなく、まさしく国家補償の趣旨である。

(3) 孫振斗事件における最高裁判決は、孫振斗氏を、日本に現在する被爆者として救済した。しかし、同人が韓国国民であったのは、紛れもない事実であり、最高裁は、日韓請求権協定に基づく財産権措置法の形式的規範力を越えた救済をなしたものと見えるのである。

もし、日韓請求権協定やそれに基づく財産権措置法により、韓国国民の請求権が全て消滅し、解決済みとなるのであれば、国家補償的性格を有する被爆者法の適用もできないことになったはずである。

しかし、その後、2002年12月18日に厚生労働省は、受給権の認められた韓国に居住する被爆者への健康管理手当の打ち切りを違法であるとした郭貴勲事件大阪高裁判決を受け容れ、上告をしないことを決定したことから、厚生労働省は、韓国国内に国家補償的配慮を制度の根底にもつ被爆者援護法の部分的適用を認めるに至っている。

(4) こうした事実は、韓国に居住する韓国人被爆者の個人の請求権を財産権措置法により否定することができないことを端的に示している。要は、財産権措置法は、個人の権利を実体的に消滅させるという効果をもつものではなく、

日韓条約・日韓請求権協定を調印したことを、日本国内において「宣言した」ととどまるものであることを如実に示しているのである。

- (5) 以上の観点からも、日韓請求権協定やそれに基づく財産権措置法によって、韓国国民の損害賠償請求権を消滅させることは、憲法14条、29条2項、3項に違反するものである。

第3章 日韓請求権協定に基づく財産権措置法に該当しない点について

第1 原判決の認定

原判決は、財産権措置法について合憲とし、その有効性を肯定しているが、その点に関する上告人らの上告理由は前述のとおりである。

原判決はこの財産権措置法の有効性を前提として次のように認定して、上告人らの権利が同法により消滅した、と判示した（原判決 p 145 以下）。「控訴人らに、被控訴人国に対する本件徴用の実施に伴う不法行為や安全配慮義務違反の債務不履行責任による損害賠償請求権が認められるとしても、その各損害賠償請求権は、日韓請求権協定の署名の日以前に生じた事由に基づくものであり、法律上の根拠に基づいて財産的価値の認められる実体的権利であって、日韓請求権協定2条3の「財産、権利及び利益」に該当し、財産権措置法1条により昭和40年（1965年）6月22日をもって消滅したものと認められる。」

原判決は、被上告人日本国が、「上記損害賠償請求権が日韓請求権協定2条の『財産、権利及び利益』『請求権』にいう『請求権』に該当する」と主張していた点につき、その主張を排斥し、「財産、権利及び利益」に該当する、として上記結論を導いている。

しかしながら、この点についての原判決の判断は、日韓請求権協定の上記文言の解釈について正解していないものであり、以下述べるとおり上告人らの権利は同法によって消滅していないといわねばならない。

第2 日韓請求権協定締結に至る経緯

1 1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約が発効した。

同条約2条(a)において、日本の朝鮮に対する全ての権利・権原・請求権の放棄が定められ、一方、4条(a)において、朝鮮の日本における「住民の財産並びに住民の請求権（債権を含む）の処理」については、2国間の特別取極の主題とする、とされ、以降日韓における協議が継続されていくこととなる（高崎宗司著「検証日韓会談」岩波新書・1996年）。この経過については原判決が認定しているとおりである。

この2国間協議は、おそらく当初の想定からすれば極めて長期間を要することとなり、その間に国際情勢、韓国・日本における国内情勢がそれぞれ大きく変化していくこととなった。

この間の経緯の詳細については「外交関係の資料」ということから未だにその全貌が明らかにされていない。しかし上記「検証日韓会談」によりその経緯について相当程度知ることができる（因みに、周知のように、韓国においては「過去の真相糾明」という観点から、2005年1月以降、韓日協議についての多くの資料が公開されるに至り、次第に韓国側からの真相は明らかにされつつある）。

2 日韓協議が1965年6月22日の基本条約及び請求権協定の締結に至るまで14年もの歳月を要したことについては、前記のとおり両国の政治状況が反映し、また、過去の日本の植民地支配についての基本的認識を欠く久保田発言等に象徴される過去の歴史認識の格差が大きな原因となっていた。

しかし、この協議における請求権問題に関する韓国側の基本的な態度は、韓国側が被った損害について、各項目毎に損害額を算定していくいわゆる「積み上げ方式」であった。これに対し、日本政府はそれは資料的に不可能であるとして、いわば「つかみ金」的に賠償金を支払うことによる解決を目指していた。

上記「検証日韓会談」（p110）は次のように指摘している。

「日本政府が心から韓国人被害者に対して日本人と同じように補償しようと

考えていたとはどうてい思えない。被害者の『人数・金額・被害程度』を『具体的』に明らかにすることが資料的に不可能なことを韓国側に認めさせ、個人の補償要求を放棄させて、つかみ金で解決しようとするところにその真の目的があったと思われる。そして日本側はそれに成功した。韓国側代表の1人であった文哲淳は、次のように語っている。『どんな方法で何を基準に1人いくらかと金額を出すのか、技術的にも不可能なことです。結局、一つ一つ技術的に積み上げて計算するのではなく、政治的に妥協するかしないかと考えていました。つまり、政治的な決断によって日本が韓国政府に相当な金額を払う方法で妥結した方がいいというのが、韓国側がとった立場です。』

韓国側は、「対日請求権要綱」（いわゆる8項目要求）を日本側に呈示したが、協議においては結局はその要求項目に沿った賠償額が積算される、ということもなく、基本的には日本側の主導権により政治的・外交的解決が図られていくことになった。

そして、1961年5月16日のクーデターで政権を掌握した朴正熙大統領が新政権の経済的基盤の早期確立を政策としたことから、その動きに拍車がかかり、急速に事態が進展し、1965年の基本条約・諸協定の調印に至ることとなった。

- 3 請求権協定の内容は、第1条において、日本政府の韓国政府に対する無償2億ドル、有償3億ドルの供与が定められ、2条において、「財産、権利及び利益」と「請求権」についての処理が定められた。

本件においては、財産権措置法の解釈との関係で、「財産、権利及び利益」と「請求権」の意味内容が問題とされるが、その検討にあたっては、この1条と2条の関係をどのように把握するか、が極めて重要な問題である。即ち、上記の1条に定める経済的供与が、2条に定める「財産、権利及び利益」「請求権」に関する問題が「完全且つ最終的に解決」されたという規定と如何なる関係にたつか、である。「財産、権利及び利益」と「請求権」の完全解決の対価

として合計5億ドルの供与が定められたのか、あるいは、両者の間には法的な牽連関係はなくもっぱら政治的・外交的解決を図ったものなのか、である。

この点については、上記日韓条約・日韓協定調印後の日本の批准国会における論議の中で確認されている。

例えば、当時の椎名外務大臣は、「その本旨はあくまで経済協力である」と確認した上で次のように答弁している。「何か、請求権が経済協力という形に変わったというような考え方をもち、したがって、経済協力というのは純然たる経済協力でなくて、これは賠償の意味を持っておるものだというように解釈する人があるのでありますが、法律上は、何らこの間に関係はございません。あくまで、有償・無償5億ドルのこの経済協力は、経済協力でありまして、これに対して日本も、韓国の経済が繁栄するように、そういう気持ちを持って、また新しい国の出発を祝うという点において、この経済協力を認めたのでございます。合意したのでございます。その間に何ら関係はございません。」(以上、1965年11月19日、参議院本会議)

また横路節雄議員の「経済協力の3億ドル、2億ドルと、請求権問題が消えたということの関連いかん。」との質問に対しても、同外務大臣は、「それは法律的な関連性はございません。」と答弁している(同年10月28日、衆議院特別委員会)。

韓国政府の理解はともかくとして、日韓協議の経過及び上記の日本政府の基本的認識からすれば、日韓協定による日本から韓国への経済供与は、あくまでも「賠償」の趣旨ではなく、「経済協力」「独立祝い金」の趣旨で供与されたことが強調されているのである。

- 4 このことは、韓国における日本の植民地支配による被害者にとってみれば極めて重要なことである。

国際条約や国家間の協定が、法的には個人の請求権の帰趨を定めることはできず、それぞれの国家としての「外交保護権の放棄」ととどまる、という趣旨

は、国際法における常識であり、また、日本政府も以前からその見解は明らかにしていた。

上記の日韓条約の批准国会においても次のようなやりとりがなされている。
石橋政嗣議員「平和条約第4条(b)で、国の財産権のみならず個人の財産権の所属変更、移転まで承認したというのであるならば、外交保護権のみならず、個人の持つておる国際法上の請求権すら個人の承諾なしに、不当に国が放棄したことになるのではないか。」
椎名外務大臣「外交保護権だけを放棄したのであります。」

(同年11月5日・衆議院特別委員会)

この質疑応答は、日本国民の在韓財産放棄という処理をした「在韓米陸軍政庁法第33号」の有効性に関する論議としてなされている。しかし、この論は裏返せば、韓国国民の日本政府に対する個人請求権は、国家間の条約・協定によっては放棄されないものであり、それは外交保護権の放棄にとどまる、という見解であり、当時の日本政府も上記の一般論を肯定していたことは明白である。

以上の事実は何を意味するか、である。

韓国の戦争被害者からすれば、日韓請求権協定によって、日本政府から韓国政府に経済供与がなされたが、それは戦争により個人が受けた損害に対する賠償とは法的には無関係であり、「完全かつ最終的に解決された」(請求権協定2条1)あるいは「いかなる主張もすることができない」(同2条3)とされることの意味は、国家として外交保護権を放棄することにとどまる、ということであり、個人の立場で日本という国家に対して補償を請求することは何ら制限を受けない、ということの意味している。

第3 財産権措置法における「財産、権利及び利益」「請求権」の解釈について

- 1 原判決も、上告人らの個人の請求権は、日韓請求権協定によって消滅したのではなく、同協定に基づく財産権措置法により消滅したとする。要は財産権措

置法の解釈を直接の根拠として上告人らの請求権そのものを否定したのである。

ところでその財産権措置法は、日韓請求権協定「第2条の実施に伴う…措置」とし、同協定「第2条3の財産、権利及び利益に該当するもの」との規定をおいていることから、日韓請求権協定における「財産、権利及び利益」「請求権」の文言の解釈が極めて重要となってくる。

この点、協定についての「合意議事録」は、「財産、権利及び利益」についてのみ記載し、「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいう」とされている。

- 2 この点に関して、原審において被上告人日本国は、本件上告人らの請求は「請求権」に該当する、とし、原判決は「財産、権利及び利益」に該当する、と判断した。

上告人らの見解では、上告人らの本件における不法行為および安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、「請求権」に該当する、との見解が妥当と考える。その理由は以下のとおりである。

- 3 まず、日韓請求権協定に関する上記合意議事録における「財産、権利及び利益」の合意された解釈は、「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいう」というのであるが、この合意だけからは、いずれの解釈が妥当か、という決定的な結論はでてこない。前記のとおり、日韓請求権協定自体、極めて政治的・外交的な解決の結論であることから、それに関する合意内容を法的解釈の直接的根拠にはすべきではないであろう。この点において重要な意味があるのは、日韓請求権協定によって、何が解決され、また何が解決されなかったのか、という問題である。前記のとおり、少なくとも日本政府の理解は、同協定1条の経済供与は、2条1において「完全かつ最終的に解決」とされた「財産、権利及び利益」「請求権」問題とは法的に関連していない、「経済協力」「独立祝い金」との認識であった。それは前記のとおり

り被害者個人からすれば、上記の経済供与は、本来日本政府からなされるべき個人に対する補償の趣旨ではなかったもの、と理解することができるのである。即ち、戦争被害者個人からすれば、それぞれの被害は、請求権協定では解決されていない、ということの意味する。

4 であれば、ここにおいて重要な問題は、財産権措置法の制定において、「財産、権利及び利益」と「請求権」がどのように区別して検討されたか、である。

同法は、1965年12月17日に成立し、翌18日から発効、施行されている。この法案も、日韓条約・日韓協定の批准国会の中で提案され、審議されているが、上記の点について論議された形跡は見当たらない。

従って、立法者意思からこの問題を検討することは困難というほかない。となれば、この問題は法の趣旨からの解釈を試みるほかないと思われる。

5 財産権措置法は、韓国国民の被上告人日本国に対する権利を消滅させる、という極めて希な法律である。しかしながら、いやしくも「法律」において「権利を消滅させる」という以上、そこで消滅させられる「権利」は何で、またそれに該当しないものは何か、が明確にされなければならない。

ここにおいて、「権利」「債権」として表現される財産権についてみると、未だ確定していない「権利」「債権」、あるいは将来的に請求される「権利」「債権」について、これを法律により「消滅」する対象に含めるとするならば、如何なる内容の未確定債権がそれに該当するのか、が明確にされる必要がある。ことが権利の得喪にかかわる法律であるだけに、この点を曖昧にすることはできないはずである。また、本来の権利者にとっては極めて重要な問題となることは当然である。

財産権措置法は少なくともこうした点に配慮した規定は全く置いていない。

このような点からすれば、少なくとも法律において「消滅した」とされる権利は、その趣旨から明確に特定されるべきであるし、またそのように解釈されるべきである。

そうとすれば、「未確定債権」等については到底「消滅」すべき権利に含まれるとの解釈は成り立ち得ないであろう。

財産権措置法に関する唯一の解説とも思われる「時の法令別冊・日韓条約と国内法の解説」（1966年（昭和41年）3月10日，大蔵省印刷局発行）p110以下において，財産権措置法について，「法律の対象となる財産権」として，各省庁毎に分類されているが，そこに記載されているのは，例えば，「総理府－恩給」「大蔵省－預貯金，金融債」「郵政省－郵便貯金」等であり，「対象となっていない財産権の主なものは，著作権および工業所有権」であり，これらが対象から排除されたのは，「これらを国際的に尊重し，かつ，保護しようとする条約および国内法の定めることに従い，他の外国人の権利と同様に保護の取扱いをするのが適当であるとの見地から，この法律の対象からは除かれたのである。」とされている。

即ち，当時の政府解釈においても，財産権措置法によって消滅させられる「財産，権利及び利益」は，協定締結時において確定している債権であることは明らかであり，正に，「判決によって確定されていない不法行為に基づく損害賠償請求権等は，日韓請求権協定の署名の時点では法律上の根拠に基づき財産的価値が認められる実体的権利とはなっておらず，措置法制定の段階では処分の対象とすることができなかつた」（被上告人日本国の原審における第12準備書面，p87）のである。

6 以上のとおり，本件における上告人らの損害賠償請求は，財産権措置法において消滅したとされた「財産，権利及び利益」には該当しないことは明白なところである。

この点について，被上告人日本国は，前記のとおり上告人らの請求は，日韓請求権協定における「請求権」に該当する，との理解を示しながら，「日韓両国は，『請求権』については，日韓請求権協定の内容を具体化する国内法を制定せずして，日韓請求権協定の規定を直接適用する意思であったことは明らか」

と主張し、「その内容を具体化する国内法をまつまでもなく、我が国の裁判所において直接的に適用が可能である」（同準備書面 p 88）旨主張する。

しかしながら、国は、日韓請求権協定を国内的に適用を図る趣旨から、同協定に基づき本件財産権措置法を国内法として制定したのであるが、そこにおいては、同協定に定められた「財産、権利及び利益」については国内法として規定しながら、「請求権」については何らの規定をおいていないのである。もし被上告人日本国の主張のとおりであるとすれば、本件措置法に「請求権」についての規定を当然に置くはずである。

措置法において「請求権」についての規定を置いていないのは、それは前記のとおり、未確定な権利について、法律において「消滅する」という規定を置くことができなかつたからである。

日韓請求権協定は、その2条1において「完全かつ最終的に解決」と規定し、また2条3において「いかなる主張もすることができない」と規定した。当時の日本政府としては、協定における合意の後、本件の如き請求がなされることのないように期待をしたことは事実であろう。しかし、当時としては如何に巨額な経済供与であったとしても、それはあくまでも政治的・外交的な解決を図ったものであり、それに基づく政治的・外交的期待をもったに過ぎないといわざるを得ないのである。法的にも解決した、とする根拠は存在しない、というほかないのである。

第4 結論

以上のとおり、仮に財産権措置法の合憲性を前提にするにしても、本件上告人らの損害賠償請求は、財産権措置法によって消滅したとされる「財産権」には該当せず、未だ権利として存続していることは明らかなところである。

この点の原判決の判断は誤っており、法令の解釈において重大な誤りがあるといわざるを得ない。

第4章 除斥期間について

第1 争点

原審は、被上告人日本国及び1944年当時の三菱重工業株式会社（法形式的には、被上告人菱重株式会社（被上告人菱重）であるが、社会的実体としては、被上告人三菱重工業株式会社（被上告人三菱）と同一である。これを以下、旧三菱という）について、不法行為責任の成立する余地を認める。すなわち、上告人らに対する徴用の実施に際しては、実際に行われるかどうか不明でないのに賃金の半分を家族に送金するとか、徴用に応じないと家族までもが逮捕されたりするなどといった欺罔や脅迫とも評価されるような説明が官吏等によって行われ、各人の居住地から広島までの連行の際も、警察官や旧三菱の従業員等が監視して、事実上軟禁に等しい状態で押送されたことが窺われ、このような行為は国民徴用令等の定めを逸脱した違法な行為というべきものと判示している。

このように被上告人日本国及び旧三菱に不法行為の成立を肯定しながらも、その責に任ずべきかを問う段階において、原審は「除斥期間の経過」によって被上告人らが不法行為責任を負うことはない旨、判示する。すなわち、

- ① 民法724条後段の法的性質は「除斥期間」である。
- ② 同条の除斥期間には適用制限が認められるが、その要件は時効援用権の濫用を認める場合によりも厳しい。
- ③ 本件では、適用制限が認められない。

しかし、原審の判示は次のとおり誤っており、重要な法令の解釈に違法があるか、判例違反があり、本件申立は受理されるべきである。

- ① 民法724条後段の法的性質は「消滅時効」である。
- ② 本件では、被上告人日本国及び旧三菱が同条の消滅時効を援用するのは公序良俗に違反して権利濫用に該当するというべきである。
- ③ 仮に、民法724条後段の法的性質が「除斥期間」であるとしても、本件では適用制限の場合にあたるというべきである。

第2 民法724条後段の法的性質について

1 原審の判示に対する反論

第1に、原審は、「民法724条前段に3年の短期消滅時効の定めがあっても、それは被害者の主観的事情のいかんによって左右される浮動的なものである」という。しかし、同条後段を20年の長期消滅時効と解したとしても、法定の中断のための手段をとるためには、その前提として被害者は損害及び加害者を知っていることになる。とすれば、そのときから短期の3年間の短期消滅時効が進行するのであり、浮動性の排除の点で「除斥期間」と解そうが「長期消滅時効」と解そうがそれほどの差異はない。

第2に、原審は、「中断をくり返すことによって時効期間の延長が可能ともいえることから、法律関係の不確定状態が長期にわたって続くことが考えられる」という。しかし、中断をくり返せば時効消滅しないことはおよそ権利一般について言えることである。確定した判例も学説にも、この点を捉えて「法律の不確定状態」であるから法的安定性が損なわれるとは決して評価しない。むしろ、中断がくり返されることで権利が永続することは当然のことと取り扱っている。それにもかかわらず、原審は「不法行為に基づく損害賠償請求権」の場合に限って「法律関係の不安定状態」「法的安定性が損なわれる」というのか、その合理的な説明は一切なく、実は全く「不合理」である。

2 消滅時効と解すべきである

そもそも最高裁が民法724条後段の法的性質を除斥期間と判示したのは、1989年12月21日判決（以下「89年判決」という）においてのことである。1980年代まで、民法724条に関する議論は専ら前段の定める短期消滅時効の存在意義及びその理論的理解（継続的な損害・不法行為の場合の起算点の捉え方など）を中心になされてきたのであり、同条後段の議論の蓄積は手薄であった。当時の議論の中心であった民法724条前段については、判例実務の動向も含めて、起算点を現実的な権利行使の可能な時点と解釈して時効

の完成を容易に認めず、また時効の援用を権利濫用・信義則違反論によって排斥して、正義の実現を図ってきたが、1989年判決によれば、同条後段の場合には機械的・画一的に権利行使が否認されることとなり、これまでの実務の積み重ねによって被害者救済が図られてきた前段との間に、対照的な結果をもたらすことが明らかとなった。ここで初めて「民法724条後段＝除斥期間＝権利濫用・信義則違反の余地なし」の解釈が正義の実現に問題ありと認識されるに至ったのである。

民法724条前段と後段との均衡を図り、被害者救済を趣旨とする不法行為制度中に属する同規定の統一かつ適切な解釈のためには、同条後段は長期の時効を定めたものと解するのが正しい。既存の除斥期間説による画一的な処理はいたずらに被害者切捨て機能を果たすだけだからである。また、そもそも立法者は民法724条後段を消滅時効としていたし、同条の淵源となったドイツ民法典852条においては、3年の短期時効とともに規定されている長期期間は明文上時効であるとされている。しかもその期間が日本民法よりも長い30年であること、時効であるが故に、この長い30年の期間の中断や停止も当然に前提とされていることなどに照らしてみても、民法724条後段は消滅時効を定めたものと解するのが正しい。

3 時効援用の権利濫用

本件では、後述する通り、被上告人日本国及び旧三菱が同条の消滅時効を援用するのは権利濫用に該当するというべきである。

したがって、被上告人らはその不法行為に基づく損害賠償責任を免れない。

第3 仮に除斥期間としても本件ではその適用が制限される

仮に、民法724条後段の法的性質が「除斥期間」であるとしても、その適用は正義・公平の理念から制限される場合がある。原審が民法724条後段の「除斥期間」に適用制限を肯定していることは評価に値するが、適用制限の認められる範囲を時効停止に準じた場合に極めて限定的に解釈している点は誤っていると

いうほかない。

民法724条後段の法的性質を除斥期間と初めて判示した1989年判決は、同制度を被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるものであるとしていたが、その後、この準則に従って画一的処理を行うことが不合理な事案に直面し、同準則を修正している。すなわち、最高裁1998年6月12日判決は、除斥期間の適用制限を認め、最高裁2004年4月27日判決や最高裁2004年10月15日判決は「不法行為の時」の文言を損害発生時と例外解釈する手法で、実質的に除斥期間の適用制限を認めるに至っている。最高裁の立場は、いまや「除斥期間であるとしても正義・公平の理念から制限される場合があり、個別に実質論により適用の有無を判断してゆく」という方法に修正されていると言ってよい。

強制連行・強制労働は被上告人日本国や旧三菱が直接に行ったものであり、これによって上告人らに生じた被害は甚大なものである。上告人らは日韓協定で解決済みと信じ込まされ、国内的には軍事政権の強権政治の基で権利救済の声を上げることができず、やっとの思いで渡日して日本政府や旧三菱に対陳情したときには、あたかも救済を実施するかのように欺罔されていたものである。1987年6月29日に「民主化宣言」が発せられ、上告人らはようやく自身の権利救済のために訴訟提起を視野に入れることができた。それまでは本件訴訟には現実的な期待可能性はなかったものであり、それから20年を経過することなく本件訴訟に及んでいる。よって、仮に、民法724条後段の法的性質が「除斥期間」であるとしても、本件では、正義・公平の理念に照らし、その適用が制限されるというべきである。したがって、やはり被上告人日本国及び旧三菱はその不法行為責任を免れないというほかない。

第4 原審判決は過去の最高裁判例に違反するものである

原審判決は、民法724条後段の法的性質を「除斥期間」しながらも、その適用制限のあること認めているが、適用制限の場面を時効停止に準じた場合に極め

て限定的に解釈している。前述のように、最高裁平成10年6月12日判決、最高裁平成16年4月27日判決、最高裁平成16年10月15日判決を通じて、民法724条後段の法的性質は「除斥期間」ではあるが、正義・公平の理念から制限される場合があり、個別に実質論により適用の有無を判断すべきことが明らかにされてきている。原審判決は除斥期間適用除外の範囲を不当に限定する解釈を行う点で、これら最高裁の判決に違反している。

第5章 時効について

第1 原判決の判示

- 1 原判決は、被上告人三菱及び被上告人菱重に対する関係で、安全配慮義務違反の債務不履行による損害賠償請求権及び未払賃金等の支払請求権が存することが認められるとしながらも、消滅時効の完成を認め、消滅時効の援用は権利の濫用には当たらないと判示した。

その理由の骨子は以下の通りである。

2 消滅時効の完成

- (1) 日韓条約が締結され、国交が回復した1965年以降は権利行使が可能であった。
- (2) 1972年8月には援護協会の役員が来日して日本政府に対して被爆被害について補償を要求している。
- (3) 1974年8月には被上告人三菱との間で直接に交渉の機会を持っており、少なくともこの時期には権利行使が可能になっていた。
- (4) 上記交渉の際に、被上告人三菱が支払義務を否定しなかったこと、韓国における政治的、社会的状況などの諸事情は、権利行使が可能でなかったと認めるに足る事情ではない。権利の性質からも、その行使が現実に期待できなかったものとは認められない。
- (5) 被上告人菱重は、1957年3月25日に設立され、同年10月31日に当

時の三菱重工業株式会社を合併してその旨の登記をしており、被上告人菱重の存在を知り得なかったとは認められない。

3 権利濫用

- (1) 債務者が権利行使や時効中断行為を妨げた場合や、妨害といえないまでも権利行使等のできなかった原因が債務者の行為等に基づく正義・公平に反すると認められる特段の事情がある場合には、消滅時効の援用は権利の濫用である。
- (2) 被害の重大性、救済の必要性だけで消滅時効の援用を権利の濫用とすることは相当でない。
- (3) 本件では、徴用や原爆被害という特殊で深刻な被害が生じているが、原爆投下後の混乱を考慮すると、旧三菱の行為の違法性が著しいとまでは認められない。
- (4) 本件は、権利行使を不能とするような外的事情があったとは認められない。
- (5) 本件において、被上告人三菱や被上告人菱重において権利行使や時効中断行為を困難ならしめた事情は認められない。

4 そこで、本項において、上記各判示が、判例に違反し、法令の重要な解釈に関する誤りがあることについて以下論じる。

第2 消滅時効の完成について

1 結論

最高裁大法廷1970年7月15日判決（民集24巻7号771頁）は、『権利ヲ行使スルコトヲ得ル』とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解する」と判示しているが、原判決は上記判例を指導判例とする下記引用判例等に違反しており、上告受理申立理由が存する。

以下この点について主張する。

2 消滅時効の起算点に関する判例法理

- (1) 最高裁大法廷1970年7月15日判決（民集24巻7号771頁）

上述のとおり、この判決は、供託物取戻請求権について、『権利ヲ行使スルコトヲ得ル』とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけでなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解する」と判示し、争いの継続中に「供託物の払渡を受けるのは、被上告人の主張を認めて自己の主張を撤回したものと解せられるおそれがあるので、争いの解決をみるまでは、供託物払渡請求権の行使を当事者に期待することは事実上不可能にちかく、右請求権の消滅時効が供託の時から進行すると解することは、・・弁済供託の趣旨に反する結果となる」とした。

この判決は、上記判示にあるように、供託物払渡請求権という権利の性質に着目して、その権利行使が現実に期待できる時をもって、「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」との解釈基準を示したものである。これ以後の判決例は、問題になっている権利の性質を踏まえて「権利行使の現実的期待可能性」の認められる時期を起算点として具体化する努力を積み重ねてきた。

(2) 1996年最高裁判決

事案の概要は、原告は、交通事故（ひき逃げ）の被害者であるが、事故当日に警察に出頭して責任を認めていた被疑者Aは、その後の捜査で嫌疑不十分で不起訴になった。原告は、Aを被告として自賠法3条による損害賠償請求訴訟を提起したが敗訴した。そこで、自賠法72条の保障金の支払を国に請求したところ、自賠法75条の2年の消滅時効を理由に支払を拒否された、というものである。原審の広島高裁松江支部は、ア 自賠法72条の保障金請求権の消滅時効は、民法166条1項の規定により権利を行使することを得る時から進行する。イ 法律上の障害はなく、原告には本件交通事故の加害者が自白をしたAであると考えたことについて無理からぬ事情があったから消滅時効は進行しない旨の主張は、本件の事実関係や時効制度の趣旨に照らして採用できない。ウ 原告の請求権は、後遺障害の症状固定の日の翌日から権利の行使が可能になったので、同日から時効が進行し2年の経過によって消滅した、という理由

で原告を敗訴させた（1992年1月31日判決）。

これに対し、最高裁は、前記大法廷判決を引用して「けだし、民法166条1項にいう『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実期待できるものであることをも必要と解するのが相当である。・交通事故の加害者ではないかとみられる者との間で自賠法3条による請求権の存否についての紛争がある場合には、右の者に対する自賠法3条の不存在が確定するまでは、本件規定による請求権の性質からみて、その権利行使を期待することは、被害者に難きを強いるものである」として、本件請求権の消滅時効は、Aに対する敗訴判決が確定した翌日から進行するとして、上告人の本件請求権は消滅しない、と判示した。

この1996年最高裁判決は、前記大法廷判決の射程距離について、供託金（物）払渡請求権の問題に限定されるのではないかとする一部論者の説を否定し、大法廷判決のいう消滅時効の起算点についての判断が、民法166条1項の解釈として最高裁判例となっていることを示したものと言いうる。

(3) 1994年最高裁判決

長崎じん肺訴訟の最高裁1994年2月22日判決（以下、「1994年最高裁判決」という。）では、「雇用契約上の付随義務としての安全配慮義務の不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は、民法167条1項により10年と解され、右10年の消滅時効は、同法166条1項により、右損害賠償請求権を行使し得る時から進行するものと解される。そして、一般に、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にその権利を行使することが法律上可能となるというべきところ、じん肺に罹患した事実は、その旨の行政上の決定がなければ通常認め難いから、本件においては、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決定を受けた時に少なくとも損害の一端が発生したものであるといえる。しかし、このことから、じん肺

に罹患した患者の病状が進行し、より重い行政上の決定を受けた場合においても、重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が、最初の行政上の決定を受けた時点で発生していたものとみることはできない。」と判示している。

この判決は、じん肺による被害者の損害賠償請求権の性質に即して現実に権利行使が期待できる基準を「最終の行政上の決定を受けた時」と判示したものであるべきであって、その趣旨を具体化したものである。

(4) 最高裁 2003 年判決

民法 166 条 1 項の消滅時効の起算点について、2003 年 12 月 11 日最高裁第一小法廷判決(裁判所ホームページ『最高裁判例集』<http://www.courts.go.jp>。以下、2003 年判決)は、A が上告人保険会社との間で、A を被保険者、その妻である被上告人を保険金受取人とする生命保険契約を締結したが、保険約款には死亡の翌日からその日を含めて 3 年間請求がない場合には保険金請求権が時効により消滅する旨の定めがあったところ、A は 1992 年 5 月に自動車を運転して自宅を出たまま帰宅せず行方不明になり生死不明のままであったが、1996 年 1 月に偶然にも白骨化した遺体で発見された、そこで、同年 11 月保険金受取人である被上告人が、保険金請求訴訟を提起したが、上告人会社において、保険約款上の時効消滅事項の適用により時効消滅の主張をして被上告人の請求を争った、というものである。

この事案について、2003 年判決は、「本件消滅時効にも適用される民法 166 条 1 項が、消滅時効の起算点を『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』と定めしており、単にその権利の行使について法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実的に期待できるようになった時から消滅時効が進行するというのが同項の規定の趣旨であること(最高裁昭和 40 年(行ツ)第 100 号同 45 年 7 月 15 日大法廷判決・民集 24 卷 7 号 771 頁参照)にかんがみると、本件約款が本件消滅時効の起算点について上記のように定めているのは、本件各保険契約に基づく保険金請求権は、支払事由(被

保険者の死亡)が発生すれば、通常、その時からの権利行使が期待できると解されることによるものであって、当時の客観的状況等に照らし、その時からの権利行使が現実に期待できないような特段の事情の存する場合についてまでも、上記支払事由発生の時をもって本件消滅時効の起算点とする趣旨ではないと解するのが相当である。そして、本件約款は、このような特段の事情の存する場合には、その権利行使が現実に期待することができるようになった時以降において消滅時効が進行する趣旨と解すべきである。」とし、当該事案については、Aの遺体が発見された1996年1月までは消滅時効は進行せず、それ以降において消滅時効が進行するとして、被上告人の保険金請求権は消滅していないと判断した。

(5) 学説

以上の判例法理の背景にあるのが、星野英一の「時効に関する覚書」(民法論集4巻167頁以下。以下星野論文という)である。この点については、1996年最高裁判決についての調査官解説(最高裁判例解説民事篇平成8年度(上)118頁以下)は、前掲星野英一「時効に関する覚書」の説について、裁判規範としてそのまま裁判実務に採用するには無理があるとしつつも、その基礎にある考え方が本判決に影響や示唆を与えたことを率直に認めている

消滅時効の起算点についての星野論文の結論部分は次のとおりである。

『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』から進行するというのは、本来は、主として条件・期限に関するもので、権利を行使することのできない時から進行するものでない、という消極的な意味のものであった。従って、厳密に、法律上権利を行使することができる時から進行すると解しなければならない必然性はない。法律的に権利が発生していたか否かが裁判所で初めて明らかになる場合も少なくなく、その際に、債権者とりわけ素人にその判断の危険性を負担させることは酷である。特に不当利得返還請求権においてそうであり、時効がかなり認められていることは問題である。従って、こ

れは、『権利を行使しうることを知るべかりし時期』すなわち、債権者の職業・地位・教育などから、『権利を行使することを期待ないし要求することができる時期』と解すべきである。」(同書310頁)。

(6) まとめ

以上より、民法166条1項の消滅時効の起算点は、権利行使が現実に期待のできる時期であり、その時期は、権利の性質のみならず、損害の発生の進行状況、加害者覚知に関する状況などの債権者側の事情を考慮して、権利行使を現実に期待できる時期を判断すべきであるとするのが判例法理であると解される。

3 原判決判示の判例違反

(1) 被上告人三菱について

ア 原判決は、上述のとおり、被上告人三菱に対し、国交が回復した1965年、及び韓国原爆被爆者協会の役員などが被上告人三菱との間で交渉の機会を持った1974年8月の時点において、権利行使が可能になっていたと判断し、上記交渉の際に、被上告人三菱が支払義務を否定しなかったこと、韓国における政治的、社会的状況などの諸事情は、権利行使が可能でなかったと認めるに足る事情ではなく、権利の性質からも、その行使が現実に期待できなかつたものとは認められないと判断している。

しかしながら、この判示は、上記判例法理の解釈を誤るものである。すなわち、上記判示は、本件請求権の性質について十分な検討を行っている上、上記判例法理は、権利の性質のみならず、損害の発生の進行状況、加害者覚知に関する状況などの債権者側の事情を考慮して、権利行使を現実に期待できる時期を判断すべきであるとするものであるところ、原判決は債権者側の事情に対する考慮を怠っているからである。

以下、これらの点を詳論する。

イ 本件において上告人らには以下のような事情があった。

- a 強制連行された上告人らは日本に連行される以前は皆朝鮮半島で生活していたものであるが、戦後解放されて朝鮮半島に帰国することになった。そして帰国後朝鮮半島は激動の時代を迎えることになり、政治的、経済的、法律的な面をはじめ、あらゆる面において被上告人らに対して提訴を行えるような状況では決してなかった。すなわち、政治的に、日本の植民地統治から解放されても、米軍による軍政が行われ、その後も、1987年6月29日に「民主化宣言」が発せられるまで軍事独裁政権が外見上の民主主義とむき出しの強権統治を繰り返し、支配してきた。このため、韓国の国民は、多くの人々が国家に対する恐怖心と萎縮感を持ち、権利保障のために法的手段に訴えることが困難であった（甲249・「現代韓国の民主化と法・政治構造の変動」29頁）。
- b よって、1965年に韓国と日本との間に国交が回復しても、日韓請求権協定で上告人らの権利が消滅したと思いきまされたことに加えて、前述のような事情で、上告人らが本件のような訴訟目的で渡日することは、およそ不可能であった。また、1973年8月に、後に大統領となった金大中氏が日本国内から拉致される事態が発生していることに見られるように、超法規的な行為が行われていた。また、1970年代には、日本からの留学生やジャーナリストが「北のスパイ」として、国家保安法違反で、身体を拘束される事態が多数起こっていた。また、上告人らの所属する韓国原爆被害者協会でも、軍事独裁政権の終わる1987年までは、協会役員が日本に来たときには、韓国中央情報部（KCIA）の監視を受けている状態であり、国家や被控訴人らのような大企業を相手に交渉をすることはともかくとして、訴訟を提起することはおよそ考えられない状況にあった。
- c また、経済的にも、本件上告人らは、帰国した時点ですでに家計は、連行により働き手を失ったことが原因で困窮しており、韓国社会では、日本

以上に被爆者に対して偏見があり、かつ、被爆の被害については冷淡であったため、帰国後も原爆による被爆の後障害等で思うように働けず、細々と生活していたのであった。

d さらに法律的にも韓国では、軍事独裁政権自体には、法治主義が貫徹していたとは言い難い状況にあった。例えば、1971年の国家補償法違憲判決に対する行政府の対応がある。「軍人、あるいは軍属が公務員の職務上不法行為による被害者である場合に、その軍人または軍属に、これによる損害賠償請求権を一般国民に比べて顕著に制限することが平等原則の否認と不必要な制限の禁止という憲法規定に反する」という違憲判決を大法院は宣告した。このような判決に対して1972年の維新憲法では国家補償法の関連規定を初めから憲法に明文化して、意見の論争の余地を根本的に封じ、違憲判決を出した判事全員を再任用で脱落させる措置をとった。憲法の本質と法院の判決が政治権力によって根本的に蹂躪されるこのような事態によって、行政府または統治権力の行使に対する牽制装置として、司法制度がまともに機能しなかったことがうかがい知れる（甲249・前掲26頁）。

e このような状況で、一般市民が国家や大企業の不正を追及する訴訟を起こすことが期待できない状態にあった。この事実は、個別的な態様にかかわらず、すべての強制連行被害を被った韓国人に共通する客観的事実である。多くの韓国人が上告人らと同じく、日本に強制連行され、過酷な強制労働や虐待・酷使により多大な犠牲や被害を被りながら、1990年代に入って、訴訟提起がなされるにいたるまで、誰一人として裁判上の請求をすることができなかったことは、なによりの証左である。

ウ 以上のような事情を踏まえれば、上告人らにとっては、権利行使は、絶対的かつ客観的障害のなかで閉ざされていたのであり、これを単なる地理的条件等と矮小化することは許されない。このことは、権利者の属性というより

植民地統治下にあった朝鮮半島出身者が日本国内に強制的に連行され、強制労働させられたことによって発生した損害賠償請求権の性質に属する。

また、これらの事情は、債権者側の事情として権利行使の現実的可能性の判断にあたって重視されるべき要素である。

確かに、1974年8月末日の段階で、韓国原爆被爆者協会の役員などが、日本を訪れ厚生省（当時）や被上告人三菱を訪問して、担当者と面談を行っている事実はある。しかし、それは前記協会の役員らが日本政府等に在韓被爆者に対する然るべき対処を求めるといふ、いわば陳情ともいふべき行動であった。前記の当時の韓国の政治状況を考えれば、上告人らが被上告人日本国や被上告人三菱に対し、法的な権利行使としての請求行為をなし得る状況にはなく、この時点では、上告人らに権利行使の現実的可能性を認めることはできないことは明らかである。

よって、アにおいて述べたとおり、原判決には判例違反が存し、本件申立は受理されるべきである。

(2) 被上告人菱重について

ア 原判決は、被上告人菱重について、1957年3月25日に設立され、同年10月31日に当時の三菱重工業株式会社を合併した旨の登記が存し、上告人らが被上告人菱重の存在を知り得なかったとは認められないと安易に判示している。

しかしながら、上述のとおり、1996年最高裁判決は、「交通事故の加害者ではないかとみられる者との間で自賠法3条による請求権の存否についての紛争がある場合には、右の者に対する自賠法3条の不存在が確定するまでは、本件規定による請求権の性質からみて、その権利行使を期待することは、被害者に難きを強いるものである」として、本件請求権の消滅時効は、Aに対する敗訴判決が確定した翌日から進行すると判示し、最高裁2003年判決は、当該事案について遺体が発見された1996年1月までは消滅時

効は進行せず、それ以降において消滅時効が進行すると判示している。

これらの判例によれば、客観的な事実が存するだけでは、権利行使の現実的可能性があったとは認められないことは明らかである。

したがって、上記原判決判示は、上記1996年最高裁判決及び最高裁2003年判決の判示に違反していることが明白である。

この点を以下詳論する。

イ 本件では、被上告人三菱は、旧三菱の社名を使用した上、社史として旧三菱を含めた歴史を公刊するなどして、旧三菱と団体である外観を作出したものである。

被上告人菱重は、法的には旧三菱を承継しているとしても、そのことを示す外観は全く作出しなかった上、被上告人三菱が、本来は旧三菱を承継していないにもかかわらず、旧三と団体であるかの外観を作出していることについて何らの抗議、法的措置をとらず、そのような外観を作出することを承諾してきたものである。

ウ また、被上告人三菱及び被上告人菱重は、原判決が権利行使が可能となった時点として判断した1974年8月、韓国原爆被爆者協会の役員などが訪日した際に、被上告人三菱をして、この訪日した役員等に対応することとしたものである。

被上告人三菱は、旧三菱と別会社であるのであれば、この訪日した役員等が自らが作出していた外観に惑わされて被上告人三菱に面談を申し込んだ際、そのような外観を作出していたものとして、自らは旧三菱を承継しておらず、旧三菱を承継した会社は被上告人菱重であることを知らせ、被上告人菱重に対応させる義務を負っていたものである。ところが、被上告人三菱はこれを怠って自らが対応した上、自らが旧三菱を承継した当事者と振る舞った上、その協議の場で補償に前向きな姿勢を示した。

被上告人菱重は、被上告人三菱が旧三菱を承継した外観を作出しているこ

とを認識しこれを容認していたものとして、自らが承継している旧三菱に対して請求権を有するものが誤って被上告人三菱を訪れ、これにより権利行使の機会を失うことがないように被上告人三菱側と日常的に協議を行うなどの十分な対応をとる義務があった。現在、被上告人三菱と被上告人菱重は同じ住所地に本店が存しており（原判決の当事者の表示を参照）、当時も同じ住所地ないし近隣に本店所在地をおいていたものであり（丙2～6参照）、この義務の履行は極めて用意であった。ところが、被上告人菱重は、上記訪日した役員等が被上告人三菱が訪問した際、被上告人三菱に対し上記のような措置をとらせることを怠り、さらには被上告人三菱をして自らが旧三菱を承継した当事者として振る舞わせた。これは明らかに上記義務に違反したものである。

エ さらに、上告人らは、(1)において論じたとおり、強制連行による韓国人被害者であり、韓国の政治的・社会的状況を踏まえれば、上告人らが、旧三菱を承継した当事者が被上告人菱重であることを認識し得たとは到底言えない。

オ 以上のとおり、本件において、客観的事実としては、旧三菱を承継したものは被上告人菱重であることは明らかであり、その旨の登記がなされていたとしても、被上告人三菱及び被上告人菱重とも、そのことがわからないような外観を共同して作出してきた上、これを誤認する者を防止するための措置を全くとらなかった上、1974年8月に韓国原爆被爆者協会の役員などが訪日した際に、被上告人三菱が当事者として応対し、被上告人菱重の存在には全く触れなかった者であり、積極的に被上告人菱重の存在を上告人ら被害者に対し隠してきたものというべきである。

以上の事実に、韓国の政治的・社会的状況を踏まえ、上告人らが、旧三菱を承継した当事者が被上告人菱重であることを認識し得たとは到底言えないことを合わせ考慮すれば、被上告人菱重に対する安全配慮義務違反に基づく

損害賠償請求権及び未払賃金等の支払請求権の消滅時効の起算点となる権利行使の現実に可能となったのは、1997年12月2日に長崎地方裁判所の判決がなされたときであるというべきである。この点、仮に、被上告人菱重が主張するように、1995年12月8日付の日弁連人権調査報告書(甲1)及び平成6年4月4日付の被上告人三菱の答弁書の時点では登記簿を調査すべきであったとしても(平成13年5月22日付被控訴人菱重準備書面3頁)、消滅時効の起算点は、1995年12月8日であり、消滅時効は成立していない。

このように判断するのが、1996年最高裁判決及び最高裁2003年判決に基づく判例法理である。これに反する原判決には判例違反があることは明白である。

第3 消滅時効援用の権利濫用

1 結論

- (1) 「時効制度の機能ないし目的については、①長期間継続している社会秩序、法律関係の安定、②証拠保全の困難性の救済、③「権利の上に眠る者は保護しない」、との各点にあると解されているところ、時効による利益を受けるためには、単に期間の経過のみではならず、当事者がこれを援用しなければならないとされており(民法145条)、この点、除斥期間とは性質を異にしている。そして、債務についての消滅時効の援用は、債務者の権利に属するが、債権者が期間内に消滅時効に係る権利を行使しなかったことについて、債務者に、債権者の権利の行使を妨害するなどの責められるべき事由があったり、債務発生に至る債務者の行為の内容や結果、債権者と債務者の社会的・経済的地位や能力、その他当該事案における諸般の事実関係に照らして、時効期間の経過を理由に債権を消滅させることが、著しく正義・公平・条理等に反すると認めべき特段の事情があり、かつ援用権を行使させないことによって前記時効制度の目的に著しく反する事情がない場合には、時効の援用は権利の濫用としてこれ

を許さず、債権の行使を許すべきである」(広島高裁2004年7月9日判決。同旨、福岡高裁2001年7月19日判決及びその上告判決である2004年4月27日最高裁第3小法廷判決)。

原判決は、上記判例に違反し、「債務者に、債権者の権利の行使を妨害するなどの責められるべき事由があったり、債務発生に至る債務者の行為の内容や結果、債権者と債務者の社会的・経済的地位や能力、その他当該事案における諸般の事実関係に照らして、時効期間の経過を理由に債権を消滅させることが、著しく正義・公平・条理等に反すると認めるべき特段の事情があり、かつ援用権を行使させないことによって前記時効制度の目的に著しく反する事情がない」かどうかについて十分な考慮を払うことなく、援用権の濫用を認めなかった。この点において判例違反及び法令の解釈に関する重要な事項に誤りがあることが明白である。

- (2) また、原判決は、「被控訴人三菱や同菱重が控訴人らによる権利行使や時効中断のための行為を妨げたり、困難ならしめたといえるような事情も認められない」と判示している。

しかしながら、上記認定は、経験則に違反する重大な事実誤認であり、法令の解釈に関する重要な事項に関して判断を誤ったものである。

2 消滅時効援用権の濫用に当たって考慮すべき事情

(1) 原判決の考慮事情

原判決は、援用権の濫用に関する判断にあたって、被害の重大性、救済の必要性、徴用や原爆被害という被害の特殊性・深刻性、原爆投下後の混乱状況を踏まえた旧三菱の行為の違法性、権利行使に関する外的事情、被上告人三菱や被上告人菱重において権利行使や時効中断行為を困難ならしめた事情の有無について考慮している。

しかしながら、「債務発生に至る債務者の行為の内容や結果、債権者と債務者の社会的・経済的地位や能力、その他当該事案における諸般の事実関係」に

ついて十分な考慮を払っていない。

原判決が考慮を怠った本件に関する事情は以下のとおりである。

(2) 債務発生に至る債務者の行為の内容及び結果

旧三菱は、上告人ら朝鮮人徴用工を朝鮮半島から広島まで連行し、強制労働に付したものであり、これらの行為は、逮捕、監禁、強要、暴行、傷害罪等の犯罪をも構成すべき重大な危険かつ違法な行為である。

すなわち、旧三菱は、上告人らを各々の居住地（韓国）から海を越えて広島市南観音町（現在の広島市西区観音新町）所在の寮に強制的に連行し、その監視、監督の下で上告人らを強制的に労務に従事させた。こうして旧三菱は、上告人らの起臥寝食の一切を支配し、上告人らを使役して利得を得ながら、他方で、上告人らに対し、使役の内容に適した衣類、食料、適当な宿舍・寝具を整えることもなく、日常的に暴力を背景とした監視体制を敷き、飢餓状態を作出し、これを利用して上告人らの反抗を不能としていたのであった。また、旧三菱は、上告人ら朝鮮人徴用工を寮に収容して監視し管理下に置いていたものであるが、労働現場や福利厚生面で他の日本人労働者・徴用者と比較して差別待遇をしていた。

1945年8月6日、広島市に原子爆弾が投下された後、旧三菱の機械製作所と造船所の二つの工場は壊滅的な打撃を受けた。旧三菱は、その日の午後には被害対策本部を古田町古江の古江青年会館に設け、日本人従業員の救済・復旧対策を検討し、当面の対策として、罹災従業員救援の搜索隊を市中に派遣し、日本人従業員の肉親、縁者の搜索を続け、日本人従業員らには、炊き出しを行うなど、各種の救護・援護措置をとった。

ところが、旧三菱は、上告人ら朝鮮人徴用工に対しては、しかるべき避難場所や食糧を提供するなどせず、上告人らを原爆で被災した状態のまま放置し、上告人ら朝鮮人徴用工がそれまで収容されていた寮から立ち去るに任せた。上告人らは自らの手でその生命身体を守るほかなく、何とか生きる術を得ようと、

言葉も十分に通じず不便で危険な外部へあえて活路を見出す以外になかったのである。上告人ら朝鮮人徴用工は、生存の危機にさらされたといっても過言ではない。

(3) 社会的・経済的地位や能力

上告人らは、1987年6月29日に「民主化宣言」が発せられるまで、軍事独裁政権がむき出しの強権統治を行っている状況下にあったものであり、このため、上告人らを含む多くの韓国国民は、国家に対する恐怖心と萎縮感を植えつけられて、権利保障のために法的手段に訴えることが困難な状況におかれていた。

確かに、1974年8月、援護協会の役員が補償を求めて来日して陳情した事実はあるが、それと証拠書類を調べて訴訟に及ぶこととでは天地のほどにも困難さに差異がある。日本語に不自由な上告人らが、日本国内で代理人弁護士を雇い、通訳も雇い入れ、多数回にわたって打合せを行って、海を越えた日本の広島で訴訟提起にこぎつけることは、金銭の負担において、また人的つながりの上でも、さらには健康への負担の上でも相当に重いものであるし、上記のように権利を強権によって弾圧する軍事政権の下にあつては、訴訟提起の現実的可能性はなかった。

経済的にみても、本件上告人らは、帰国した時点ですでに家計は、連行により働き手を失ったことが原因で困窮しており、韓国社会では、日本以上に被爆者に対して偏見があり、かつ、被爆の被害については冷淡であったため、帰国後も原爆による被爆の後障害等で思うように働けず、細々と生活していたのであった。いわゆる戦後補償裁判は1990年代に入ってから次々と提起されるようになったが、これは上告人らだけでなく、韓国在住の被害者らは民主化宣言後、ようやくにして声を上げられるようになったことを如実に物語るものである。

上告人らの社会的、経済的地位や能力は以上のようなものであった。これに

対し、被上告人三菱は、日本屈指の大企業であり、被上告人菱重も、被上告人三菱の本店と同じ住所地に本店をおき、その関連企業に位置している。

したがって、その能力には格段の差がある。

(4) 虚偽の外観作出：被上告人菱重の存在の隠蔽

また、後述するとおり、本件では、被上告人三菱及び被上告人菱重は、共同して被上告人菱重の存在を隠蔽したものである。

これにより、被上告人三菱及び被上告人菱重は、上告人らが被上告人菱重に対し権利行使を行う機会を妨害した事情が考慮されるべきである。

(5) 結論

以上の諸事情を総合的に勘案すれば、本件で被上告人日本国や旧三菱に民法724条後段の消滅時効の援用を許すことは、いずれも上告人らにとって極めて過酷な結果となり、法の正義に著しく反することは明白である。

ところが、原判決は、上記判例に違反し以上の事項について、十分な考慮を払わなかったものであり、判例違反がある。

3 外観作出に関する経験則違反の重大な事実誤認

(1) 上述のとおり、原判決は、「被控訴人被上告人三菱や同菱重が控訴人らによる権利行使や時効中断のための行為を妨げたり、困難ならしめたといえるような事情も認められない」と判示しているが、上記認定は、経験則に違反する重大な事実誤認である。

(2) すなわち、本件では、被上告人三菱は、旧三菱の社名を使用した上、社史として旧三菱を含めた歴史を公刊するなどして、旧三菱と団体である外観を作出した。

被上告人菱重は、法的には旧三菱を承継しているとしても、そのことを示す外観は全く作出しなかった上、被上告人三菱が、本来は旧三菱を承継していないにもかかわらず、旧三菱と団体であるかの外観を作出していることについて何らの抗議、法的措置をとらず、そのような外観を作出することを承諾してい

た。

その上、被上告人三菱及び被上告人菱重は、原判決が権利行使が可能となった時点として判断した1974年8月、韓国原爆被爆者協会の役員などが訪日した際に、被上告人三菱をして、この訪日した役員等に應對した。

この際、被上告人三菱は、旧三菱と別会社であるのであれば、この訪日した役員等が自らが作出していた外観に惑わされて被上告人三菱に面談を申し込んだ際、そのような外観を作出していたものとして、自らは旧三菱を承継しておらず、旧三菱を承継した会社は被上告人菱重であることを知らせ、被上告人菱重に應對させる義務を負っていたものである。ところが、被上告人三菱はこれを怠って自らが應對した上、自らが旧三菱を承継した当事者と振る舞った上、その協議の場で補償に前向きな姿勢を示した。

また、被上告人菱重は、被上告人三菱が旧三菱を承継した外観を作出していることを認識しこれを容認していたものとして、自らが承継している旧三菱に対して請求権を有するものが誤って被上告人三菱を訪れ、これにより権利行使の機会を失うことがないように被上告人三菱側と日常的に協議を行うなどの十分な対応をとる義務があった。被上告人三菱と被上告人菱重は同じ住所地に本店が存しており、この義務の履行は極めて用意であった。ところが、被上告人菱重は、上記訪日した役員等が被上告人三菱が訪問した際、被上告人三菱に対し上記のような措置をとらせることを怠り、さらには被上告人三菱をして自らが旧三菱を承継した当事者として振る舞わせた。これは明らかに上記義務に違反したものである。

(3) さらに、上告人らは、強制連行による韓国人被害者であり、韓国の政治的・社会的状況を踏まえれば、上告人らが、旧三菱を承継した当事者が被上告人菱重であることを認識することは不可能であった。

(4) 以上の事実関係を踏まえれば、被上告人三菱及び被上告人菱重は、被上告人三菱が旧三菱を承継したかのような外観を共同して作出してきた上、これを誤

認する者を防止するための措置を全くとらず、1974年8月に韓国原爆被爆者協会の役員などが訪日した際に、被上告人三菱が当事者として応対し、被上告人菱重の存在には全く触れなかった者であり、積極的に被上告人菱重の存在を上告人ら被害者に対し隠蔽し、上告人らが被上告人菱重に対し権利行使することを妨害してきたものというべきである。

ところが、原判決は、この事実について何ら考慮することなく、上述のとおり、「権利行使や時効中断のための行為を妨げたり、困難ならしめたといえるような事情も認められない」と判示しており、重大な経験則違反がある。

4 まとめ

以上より、原判決は、消滅時効の援用権の濫用に関し、判例違反及び法令の解釈に関する重要な事項に誤りがあり、上告受理理由があることは明白である。

第6章 事実関係－経験則違反について

第1 原判決

1 原判決の上告人ら敗訴部分において、原判決は、下記のとおり判断をした。

(1) 被上告人日本国の責任事実について

ア 不法行為に基づく損害賠償責任

a 上告人らに対する徴用は、国家総動員法及び国民徴用令に基づいて行われたものであり、上告人らがこれを望まなかったという意味で強制された連行ではあるが、それは拉致ではなく、直ちに不法行為と認めることはできない。ただし、上告人らに対する徴用の実施においては、欺罔や脅迫とも評価されるような説明が行われ、また、連行の際には監視等による軟禁状態で押送されており、これは、国民徴用令等の定めを逸脱した違法行為であり、この点において、被上告人日本国に不法行為の成立する余地がある（原判決132頁～133頁）。

b 上告人らを強制労働に付した点については、原判決は判断していない。

c 原爆投下後に、被上告人日本国が上告人らを救護しなかったという事実については、直ちに不法行為を構成しない。また、被上告人日本国に救護義務の存在を認めうる具体的な主張もない(原判決133頁)。

(2) 安全配慮義務に基づく損害賠償責任

ア 上告人らが朝鮮で徴用され、釜山で旧三菱に引渡されるまでの間、被上告人日本国と上告人らとの間には、安全配慮義務における保護義務を発生せしめる特別の社会的接触関係があり、この間の上告人らの連行態様からすれば、この保護義務違反が認められる余地は否定できない(原判決139頁～140頁, 同141頁～142頁)。

イ しかし、被上告人日本国の関与は、上告人らを旧三菱に引き渡すまでの間に止まり、その後は上告人らは旧三菱の労務管理の下にあったのであるから、安全配慮義務における保護義務を発生せしめる特別の社会的接触関係は存在していない。また、被上告人日本国が旧三菱の安全配慮義務を容認していたとも言えない。したがって、被上告人日本国が上告人らを釜山で旧三菱に引渡した後の損害について、安全配慮義務違反を構成しない(原判決139頁～141頁)。

2 被上告人三菱、同菱重の責任事実について

(1) 不法行為に基づく損害賠償責任

ア 上告人らの徴用時の連行について、徴用令等の定めを逸脱した違法行為が窺われる点で、不法行為が成立する余地がある(原判決184頁)。

イ 上告人らを強制労働に付した点については、原判決は判断していない。

ウ 原爆投下後に、上告人らを救護せずに放置し、送還しなかったことについては不法行為を構成せず、安全配慮義務違反と考えるべきである(原判決184頁～185頁)。

(2) 安全配慮義務に基づく損害賠償責任

ア 上告人らと旧三菱との間には、雇用契約等の契約関係はないが、工場に配

置し、労務管理下で作業に従事させていたこと、および賃金支払の事実関係からすれば、信義則上、安全配慮義務が認められるような特別の社会的接触関係が認められる。

イ しかし、旧三菱での生活・労働環境は、貧弱で不十分であったことは推察できるが、安全配慮義務違反といえるほどに劣悪であったとはいえない。

ウ 作業内容やその危険性についても、上告人らが負傷した事実についても、その負傷の状況等が明らかでないので、旧三菱の安全配慮義務違反を具体的に認められない。

エ 上告人らに対する監視状況についても、その状況が具体的に明らかでないので、監禁や拘束に該当するとは認められない。

オ 原爆投下後に上告人らに対して、救護や保護のための措置を講じず、徴用を継続する必要がなくなった後にも送還せず、帰還にも協力しなかったことは、安全配慮義務違反である。

3 原判決は、以上の事実認定において、被上告人らの不法行為ないし安全配慮義務違反事実を一部認めず、「成立の余地がある」とした部分についても、時効・除斥規定の適用や請求権協定の当てはめをもって、被上告人らの、不法行為ないし安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求を認めなかった。

そこで、本上告受理申立理由書では、まず、原判決が不法行為ないし安全配慮義務違反事実の一部を認めなかった点について、事実認定において重要な事項を含む経験則違反の違背が存する点を述べた上で、時効・除斥規定の適用及び請求権協定の当てはめにおける法令解釈の誤りについて述べる。

第2 事実認定における経験則違反

1 広島での拘束および強制労働について

(1) 原判決は、上告人が広島の新三菱で拘束され、強制労働させられていた点につき、前述のとおり、安全配慮義務違反を認めなかった。

また、原判決は、この点についての不法行為の成立の有無については、何ら

の判断も理由も示さないまま、上告人らの控訴を棄却した。

しかし、この認定には重要な事項を含む事実認定の経験則違反の違法がある。

(2) 旧三菱の安全配慮義務違反

ア 原判決は、旧三菱と上告人らの関係を、「特別の社会接触関係」と認定した。このように原判決が、安全配慮義務の根拠たりうる関係を認定したこと自体は正当である。

ところが、原判決は、「特別な社会接触関係」が存したことを認めながらも、その義務違反を検討するに際しては、上告人らの生活状況、労働状況を個々ばらばらに判断して、その個々について「食事や生活環境が安全配慮義務に反するといえるほどの劣悪であったものとは認めることができない。」「労働時間についても、残業や夜間勤務が存在したものとしても、同様に安全配慮義務違反といえるほどのものとは認められない。」「作業の内容や、その危険性についても、当時の状況に照らして一般的に安全配慮義務違反と認め得るような危険な状態にあったものとは認めに足る証拠はない。」「控訴人らを監視していたという点についても、その状況を具体的に判断するに足る的確な証拠はなく、それが監禁とか拘束に該当するものであることまでは認められない。」と結論付けたのである。

イ しかし、上告人らと旧三菱の関係を検討するに際して、重視されるべき点は、旧三菱が、居住地であった朝鮮から強制的に連行し、多くの者は日本語を解することすらできないという上告人らを、その全生活に亘って厳しい監視を伴う管理下におき、労働につかせていた点である。すなわち、旧三菱は、上告人らの全生活を支配しつつ就労させていたものであり、そこにおいては、労働環境・労働条件と生活環境・生活条件を一体のものとして検討することが必要不可欠となる。

この点については、本件控訴審における控訴人準備書面(14)において詳述したところであるが、同準備書面・8頁以下で引用した2004年(平成

16年)3月26日新潟地裁判決(中国人強制連行事件判決)においても、「原告らが人として尊厳を保ちながら安全に生活・労働できる程度のものとする見地から」と述べて、食事や衣料の付与状況、宿舍の設備状況等と労務管理における労働条件としての休憩・休日設定から就寝設備や衣類への配慮等と労務管理上の注意義務を列挙して、安全配慮義務の内容として設定しているところである。

ウ したがって、生活・労働状況について個々の安全配慮義務違反を検討した原判決の手法は、旧三菱と上告人らとの関係の実態に合致しない。

具体的な義務違反内容については、控訴審の控訴人準備書面(14)・12頁以下で述べたところであるが、同書面で述べているように、上告人らは、全生活に亘って厳しい監視下におかれ、何らの自由も付与されていなかったばかりか、家族との手紙のやりとりさえ検閲を受けており、何か問題が発生すれば警察や憲兵が直ちに導入されて、その弾圧の恐怖に晒され、逃げ出そうにも日本語も解さない状態では逃げ場もないという状況で、腹を空かせ、食べ物を買おうにも「貯金」や「家庭送金」といった名目において労働の対価である筈の賃金すら満足に与えられないなか、不慣れで危険な作業に従事させられていたのである。

そして、上告人らは、このように、人としての尊厳からはほど遠い、全面的に拘束された悪条件下での生活と労働において、そのような生活を強いられるということ自体に精神的苦痛を負ったものであり、危険な作業中に負傷するなど身体的損害を負った者もいた。上告人個々その具体的内容(旧三菱での生活・労働状況)については、控訴審の控訴人準備書面(15)に整理したとおりである。

このような実態を全体として直視すれば、上告人らが旧三菱から「人として尊厳を保ちながら安全に生活・労働できる程度のものとする」安全配慮義務違反が存したことは明白であり、旧三菱は、その責任を免れない。

(3) 被上告人日本国の安全配慮義務違反

ア 原判決は、上告人らが旧三菱での労働に付されていた間の被上告人日本国と上告人らの関係について、労務の提供・業務の執行に関して認められる安全配慮義務の成立には、当事者間に施設等の設置管理又は勤務条件等の支配管理の関係があることを要するところ、旧三菱に上告人らを引渡した後は、被上告人日本国にはこの支配管理関係になかったから、安全配慮義務それ自体が存しないとされた。また、原判決は、被上告人日本国が旧三菱の安全配慮義務違反を容認したといえるような事情も存しないと見て、被上告人日本国の安全配慮義務違反を認めなかった。

しかし、この原判決の判断は、上告人らが徴用工として旧三菱に投入され、その生活に対する拘束等は被上告人日本国の指導によるものであり、被上告人日本国がこれを監督していた事実を看過するものである。

イ a そもそも、被上告人日本国は、戦時重要産業の稼働を維持するために、国策として、各企業に朝鮮人徴用工を配置すべく、朝鮮にも国家総動員法および国民徴用令を施行したものであって、上告人らは、その適用を受けて旧三菱に配置されたものである。そこにおいては、被上告人日本国は上告人らに対して、直接に旧三菱での就業を命じていたものであり、旧三菱に使用されてはいても、そこには国家の命令に基づく使用従属関係が成立していた（この点については、控訴人準備書面(15)・17頁以下で、国民徴用令の解説(甲101号証)を引用して、述べたとおりである。)。したがって、上告人らと被上告人日本国との間には、公法関係として、直接の雇用類似の関係が成立していたのである。

b ところが、この点について原判決は、「国民徴用令の解説」で説明された「事業主とは使用関係に立ちますが、直接雇用関係に立たず、あくまで国家との公法関係にある」との文言については、「国民として、国家に対し、徴用に応じて配置された職場で就労すべき義務を負う」との解釈を示し

たものにすぎない」と、非常に形式的な解釈のみを示して、安全配慮義務を否定した。

しかし、上告人らが置かれた生活・就労状況の実態を見るに、被上告人日本国の関与が原判決の指摘するような「配置された職場で就労すべき義務を負う」ものに止まるものでは到底ない。被上告人日本国は労働条件決定に関与し、また、逃亡防止のためにいかなる拘束を課するかについて積極的な政策を策定するなどしていたのである。

c まず、その「国民徴用の解説」（甲101）の前文で、朝鮮総督府鑛工局長は次のように述べている。朝鮮総督府鑛工局長は、国民徴用令を「国民を直に特定の職場に就かせる方法」として位置付けて、「国民徴用はこの代表的な国家の勤労に関する至上命令でありまして、国民は絶対に之に服従しなければならぬことは勿論、軍務応召の場合と同様自ら進んで勤労戦線に馳せ参ずるべきであります」（甲101・353頁）と解説しているのである。そして、「勿論国家としても之等勤労に動員された人達をして後顧の憂なからしめ、心から愉快に働いて頂く為に職場の勤労管理の指導や勤労者及其の遺家族の扶助援護に就て出来る限りの努力を致して居ります。」（甲101・354頁）と述べている。すなわち、「国民徴用の解説」では、朝鮮総督府の徴用の責任者が、被徴用者を被上告人日本国が「特定の職場に就かせ」「職場の勤労管理や指導に努めている」と明確に認めているのである。

d そして、より具体的な労働条件決定への関与としては、国民徴用令それ自体に「厚生大臣必要とあると認むるときは、・・・事業主に対し、被徴用者の使用又は賃金給料その他の従業条件に監視命令を為すことを得」（国民徴用令第19条の2，甲101の390頁に資料として添付）とされており、被上告人日本国は、法律上も、徴用工の労働条件の決定や実施に積極的に関与することとなっていた。加えて朝鮮人徴用工に対しては、被上

告人日本国は、その逃亡防止と戦時重要企業の資金調達を目的として、給与を朝鮮人徴用工本人に交付せずに強制貯金させることを励行したのみならず（内務省警保局長通達「朝鮮人労務者内地移住ニ関スル件」）、国民貯金奨励局を通じてその実施状況を監視していた。言うまでもなく、給与の支払い内容および方法は、重要な労働条件の一つであり、被上告人日本国は、これを直接に指示し、監視していたのである。そして、給与の交付をめぐって朝鮮人徴用工と企業との間で紛争が生じれば、特高警察や地元警察が積極的に関与して朝鮮人徴用工の押さえ込みを行い、あるいは強制貯金を緩和させるなどの調整を行っていた（これらの点については、古庄正駒澤大学名誉教授の意見報告書（甲243）・5頁以下で種々の実例を挙げて詳述されている。）。

- e したがって、被上告人日本国は、朝鮮人徴用工である上告人らを、旧三菱の拘束下に投入したのみならず、その後旧三菱をしてどのような方法で拘束し管理させるかについて直接に関与していたものである。

さらに、実際にも、旧三菱においては、腐った食事が出されたことに朝鮮人徴用工らが怒って飯を投げつけるに至った際や、朝鮮人徴用工が逃亡した際には、憲兵が導入され、徴用工らが連行されるという事実があった。

したがって、旧三菱で労働させるに際して、朝鮮人徴用工らを直接あるいは間接に拘束することに被上告人日本国が関与していたことは明らかであり、被上告人日本国には旧三菱とともに、安全配慮義務違反が存する。

- ウ 旧三菱の行為を容認していたこと。

- a 前述のとおり、上告人ら朝鮮人徴用工は、日本語を解しないものがほとんどであり、被上告人日本国はそのような上告人らを、全くの異境の地である日本の広島まで連行して、旧三菱に労働力として投入した。そこにおいては、その全生活を拘束しつつ労働させる状態に上告人らを置くことを当然に予定していたものであり、のみならず、その拘束から逃亡しようと

する者に対しては、憲兵や警察権力をもってこれを弾圧して補完する体制を準備していた。

このような徴用による戦時重要産業への朝鮮人労働者の労働力投入というシステムそれ自体が、全体として、投入先企業における労働条件、生活条件を容認するものであった。したがって、被上告人日本国は、旧三菱による、前述のような安全配慮義務違反行為を容認していたものであることは明らかである。

b しかも、本件において被上告人日本国は、積極的な欺罔行為等をもって違法に連行し(この行為の違法性については、原判決自身が不法行為の成立の余地を認めたところである。)、国策として戦時重要産業の稼働を維持する目的をもって旧三菱に上告人らを投入したものである。すなわち、被上告人日本国は上告人らを旧三菱で労働に付させる目的をもって、先行行為たる不法行為を旧三菱と共同して行ってきたものであり、その後の労働・生活を主として旧三菱に委ねたとしても、そこにおいて安全配慮義務違反行為があれば、それを容認しているものとして責任を負うべきことは当然である。

(4) 旧三菱の不法行為

前述のとおり、旧三菱は、上告人らを朝鮮から広島へ連行してきた後、その全生活を監視下において、寮と工場とを往復するだけの生活を送らせて何らの自由も許さず、日本人労働者・被徴用者とは食事その他において差別した待遇をもって処し、逃亡防止と資金調達のために給与も実際には満足に与えないまま、一方的な指示をもって不慣れで危険な作業に従事させてきた。上告人らは、このように、人としての尊厳からはほど遠い、全面的に拘束された悪条件下での生活と労働において、そのような生活を強いられるということ自体に精神的苦痛を負い、何名かの上告人らは、危険な作業中に負傷するなど身体的損害をも負ったのである(各上告人における具体的な状況については、控訴審の控訴

人ら準備書面(15)に整理したとおりである。)

かように上告人らを拘束下で労働に付させてきた旧三菱の行為は、上告人らの自由を奪い、その人格権を侵害するものであって、強制労働以外の何物でもない。旧三菱は、かかる行為を「徴用」名下に行っていたものであるが、徴用令が違反者に対する罰則規定の適用をもってその限度での強制性を予定していることと、旧三菱がしたように全生活を監視下において全面的に自由を奪い、賃金すら満足に支給せずに労働させることとは、全く異なる。

したがって、旧三菱が広島で上告人らを拘束し、労働に付させていた行為は、不法行為(民法709条)を構成することは明らかである。

(5) 被上告人日本国の不法行為

前述の被上告人日本国の安全配慮義務違反の項で述べたとおり、被上告人日本国は、上告人らを朝鮮から広島に連行して戦時重要産業である旧三菱に労働力として投入したものであり、旧三菱における朝鮮人徴用工らの処遇について、直接・間接に逃亡防止を図って拘束方法を監督・指導するなどしていたものである。また、そもそも、被上告人日本国は、徴用という制度において、国策として戦時重要産業に被徴用者を配置していたものであり、労働に付させるについてのまさに主体であった。

したがって、被上告人日本国は、旧三菱の上告人らに対する処遇について、これを知悉し、むしろ積極的にこれに関与しつつ被徴用者を労働力として投入していたものであり、そうである以上、旧三菱の上告人らに対する不法行為に積極的に荷担していたものとして、同社と共同して不法行為責任を負う。

2 原爆投下後に上告人らを保護せず、郷里に送還しなかった点について

- (1) 原判決は、旧三菱については、原爆投下後に上告人らに対して救護や保護のための措置を講じず、徴用を継続する必要がなくなった後にも送還せず、帰還にも協力しなかったことが、安全配慮義務違反であると認めた。ところが、被上告人日本国については、被上告人日本国の関与は上告人らを旧三菱に引き渡

すまでの間に止まっているとして、原爆投下後に上告人らを保護せず、また、徴用継続の必要がなくなった後に送還しなかった点についての義務違反を認めなかった。

しかし、この認定には重要な事項を含む事実認定の経験則違反の違法がある。

(2) 国民徴用令および先行する不法行為に基づく送還義務違反

ア まず、被上告人日本国が徴用により日本に連行してきた朝鮮人徴用工を郷里に送還する法律上の義務が存していたことは、国民徴用令の規定上も明らかである。すなわち、上告人らに適用された国民徴用令の16条第1文は、徴用解除は被上告人日本国の地方長官によって通達するものとし、徴用解除の際の帰郷旅費は、被徴用者を使用していた官衙所管大臣と厚生大臣とが協議の上金額を決定し、これを支給するとしている（同令19条第1文、同第4文）。これは、徴用という強制力を有する手続によって被徴用者を連行したものである以上、徴用の終了時には、その主体である被上告人日本国がこれを解除し、被徴用者を帰郷させるについての手当をするという当然の義務を規定したものである。そして、実際にも、被上告人日本国は、敗戦後に徴用が不要となった後に、強制連行したされた朝鮮人徴用工に対して、朝鮮人の集団輸送計画についての警保局長通知を出しているのもであって（1954年9月1日付通達「朝鮮人集団移入労務者等ノ緊急措置ニ関スル件」〔警保局発甲第三号〕）、これは、国民徴用令上の義務を前提とした措置に他ならない。

イ しかも、被上告人日本国は、原判決が「不法行為が成立する余地がある」と認めたとおり、上告人らの徴用に際しては、徴用手続によってはいるものの、欺罔を弄するなどして違法に上告人らを連行していたものである。その連行行為が、その後に引き続き身体を拘束し強制労働に付するという重大な違法を継続させるものであったことに鑑みれば、かかる不法行為を行った者である被上告人日本国に、上告人らを安全に元の居住地に送還すべき義務が

あったことは言うまでもない。

ウ しかしながら、上告人らは、原爆投下後、旧三菱からも被上告人日本国からも何らの援助も得られないまま、放置され、言葉もわからないままに、自力で山口県や福岡県の港に辿り着き、食うや食わずの状態、朝鮮半島に帰るための闇船代を稼ぎ出し、あるいは着物を売ってまでして、原爆投下後何ヶ月もかかって、命からがら元の居住地にたどり着いたものである（その詳細については、控訴審における控訴人準備書面(15)に上告にごとに整理したとおりである。）。同様に徴用された者の中には、闇船が難破するなどして死亡した者も少なくなく、上告人らの自力による帰郷がいかに命がけのものであったかは想像に難くない。

このような上告人らの帰郷状況を見れば、国民徴用令上も明らかであり、また先行行為たる強制連行行為に基づいても発生している送還義務を被上告人日本国が懈怠していたことは明白である。

(3) 安全配慮義務違反

また、前述のとおり、被上告人日本国は上告人らの広島旧三菱に労働力として投入した後も、上告人らを拘束下において労働させることに、直接あるいは間接に関与してきたものであり、旧三菱とともに、上告人らとの間に安全配慮義務違反を問われるべき特別の社会接触関係を有していたものである。

そして、被上告人日本国は、原爆投下後、戦時重点産業であった広島旧三菱の被爆被害状況を当然に把握していたものであり、旧三菱の寮において生活できず行き場を失う状態となっていたこと、放置された上告人らを含む多くの朝鮮人徴用工らが郷里を目指して山口県や福岡県の港に集まっていることを知っていたものである。

原判決は、旧三菱については、上告人らを、原爆投下後に保護のための何らの措置も講じずに放置し、帰還に協力しなかったことについて安全配慮義務違反の事実を認めているものであるから、その旧三菱とともに特別な社会的接触

の関係にあった被上告人日本国についても、安全配慮義務違反が成立することは明らかである。

3 まとめ

上記のとおり、原判決には、広島での拘束および強制労働について被上告人らの安全配慮義務違反ないし不法行為の成立を認めなかった点、ならびに、原爆投下後に上告人らを保護せず、郷里に送還しなかったことについて被上告人日本国の送還義務違反ないし安全配慮義務違反の成立を認めなかった点につき、事実認定の経験則違反が存する。

事実認定の経験則違反は、法令の解釈に関するものとして、重要な事項を含むと認められるときは上告受理の理由となりうるところ、原判決の判断には、上記のとおり、重要な事項を含む事実認定の経験則違反が存するので、本件申立は受理され、原判決の上告人敗訴部分につき破棄されなければならない。

以上



大正十一年四月廿九日

東京日本銀行

支店

支店

大正十一年四月廿九日

東京日本銀行

支店

支店

支店

大正十一年四月廿九日

東京日本銀行

支店

支店

大正十一年四月廿九日

東京日本銀行

支店

支店

大正十一年四月廿九日

東京日本銀行

支店

支店

大正十一年四月廿九日

東京日本銀行

支店

支店

大正十一年四月廿九日

東京日本銀行

支店

支店



これは正本である。

この正本は、理由書について契印を省略している。

平成 1 9 年 1 1 月 1 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 宮 城

